

第 1 号

松本市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組みをいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利

用しやすいものでなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、被害を受けたときから二次被害及び再被害を受けることなく、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、市、市民及び関係機関等による協働により、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、実施する責務を有する。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域で孤立させないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、日常生活の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行う窓口を設置するものとする。

（支援体制の構築）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等と協力して支援体制を構築するものとする。

（居住の安定）

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害の発生を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供等、必要な措置を講ずるものとする。

（市民の理解の増進）

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民の理解を深めるようにするとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため関係機関等及び教育機関と協力して広報及び啓発を行うものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。